

熊 本 県 単 独 治 山 事 業 実 施 要 領

第 1 目 的

この要領は、国庫補助の対象とならない県単独治山事業を計画的に実施し、公共の利益の保護、林業生産基盤の確保及び民生の安定を図ることを目的とする。

第 2 定 義

- 1 県単独治山事業とは、次の 2 に示す治山事業、並びに 3 に示す災害復旧等事業(以下「治山事業等」という。)の対象とならない、県が行う荒廃地の復旧工事、荒廃のおそれのある林地の予防工事、治山施設等の災害復旧及び維持工事のための事業、並びに市町村が行う荒廃地の復旧工事及び荒廃のおそれのある林地の予防工事のための事業をいう。
- 2 治山事業とは、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)第 41 条に規定する保安施設事業、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)第 51 条第 1 項第 2 号に規定する地域における事業をいう。
- 3 災害復旧等事業とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和 26 年法律第 97 号)第 3 条第 1 項第 4 号、同 5 号に規定する施設に関する災害の同法第 2 条第 2 項に規定する災害復旧事業、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和 25 年法律第 169 号)第 3 条第 2 項第 3 号のイに係る施設の災害に対して同条第 1 項第 2 号を対象とする同法第 2 条第 6 項に規定する災害復旧事業、「災害関連緊急治山等実施要領」(昭和 62 年 5 月 20 日付け 62 林野治第 1674 号林野庁長官通達)第 1 に規定する災害関連緊急治山等事業及び「林地崩壊防止事業実施要綱」(昭和 41 年 11 月 10 日付け 41 林野治第 1858 号農林事務次官通達)第 3 に規定する林地崩壊防止事業をいう。
- 4 治山施設とは、治山事業により整備した施設をいう。
- 5 県営事業とは、県が事業実施主体となって実施する事業をいう。
- 6 市町村営事業とは、市町村が事業実施主体となって実施する事業をいう。

第 3 規 則 の 適 用

- 1 県営事業で、「熊本県県営治山事業実施要領」(平成 22 年 7 月 13 日付け森保第 289 号)に定めのない事項は、この要領により実施するものとする。
- 2 市町村営事業で、「熊本県補助金等交付規則」(昭和 56 年規則第 34 号)、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(平成 24 年 4 月 1 日施行)及び「熊本県治山事業補助金交付要領」(平成 18 年 7 月 1 日施行)に定めのない事項は、この要領により実施するものとする。

第 4 県単独治山事業の種類

- 1 県営事業
 - (1) 単独治山事業
 - (2) 自然災害復旧事業

- (3) 森林保全施設管理整備事業
- (4) 治山調査
- 2 市町村営事業
 - (1) 単独補助治山事業
 - (2) 自然災害復旧事業

第5 県単独治山事業の内容

単独治山事業は、次の内容により実施するものとする。

- 1 県営事業
 - (1) 単独治山事業
保安林及び地すべり防止区域(以下「保安林等」という。)に係る荒廃地の復旧、荒廃の予防、治山施設及び治山施設の維持管理上必要な施設の保護及び維持に係る事業。
 - (2) 自然災害復旧事業
異常な天然現象により現年に発生した保安林等の災害復旧、治山施設及び当該施設の隣接林地の災害復旧に関する事業。
 - (3) 森林保全施設管理整備事業
県が実施した落石防止施設の機能回復に係る事業及び落石防止施設周辺区域の整備に係る事業。
 - (4) 治山調査
治山事業実施予定地区に係る調査及び保安林指定に係る調査に関する事業。
- 2 市町村営事業
 - (1) 単独補助治山事業
保安林等の区域以外であって、民生安定の見地から必要と認められる荒廃地の復旧及び荒廃の予防に係る事業。
 - (2) 自然災害復旧事業
保安林等の区域以外であって、異常な天然現象により現年に発生した自然災害復旧に関する事業。

第6 県単独治山事業の採択基準

県単独治山事業の採択基準は、別表1のとおりとする。

第7 適用除外

次の各号の1つに該当するものについては、県単独治山事業として取り扱わないものとする。

- 1 不法行為に起因して発生した荒廃地の復旧工事。
- 2 土石等の採取、土地の造成等人為的な行為に起因する山地の荒廃で、当該行為者等にその復旧の責が存するもの。
- 3 復旧事業費に対し、その効果が小さいもの。
- 4 県単独治山事業以外の事業により維持管理すべきもの。

第 8 事業計画概要等

1 県営事業

- (1) 地域振興局長(以下「局長」という。)は、第 4 の 1 の(1)、(3)、(4)を実施しようとする場合は、事業計画概要書(別記様式第 1 号)又は調査箇所一覧表(別記様式第 3 号)を、事業又は調査の実施を予定している年度の前年度の 9 月末日までに、農林水産部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。
- (2) 第 4 の 1 の(2)を実施しようとする場合は、災害発生後速やかに「農林水産業取りまとめ要領」(平成 12 年 3 月 31 日付け 12 総第 135 号)に基づく災害報告を行い、部長が別途通知する日までに、自然災害復旧事業実施要望書(別記様式第 4 号)を提出するものとする。

2 市町村営事業

市町村長は、第 4 の 2 の(1)を実施しようとする場合は、事業計画概要書(別紙様式第 2 号)及び施行地の土地使用に関する承諾書の写し並びに受益者の負担に関する同意書の写しを、事業の実施を予定している年度の前年度の 9 月 20 日までに局長に提出し、局長は、当該事業計画概要書等を同年度の 9 月末日までに、部長へ提出するものとする。

また、第 4 の 2 の(2)に関しては、第 8 の 1 の(2)の規定を準用するものとする。

3 事業費枠の決定通知

部長は、前 2 項の事業計画概要書及び自然災害復旧事業実施要望書により予算要求を行い、当該事業を実施しようとする年度の予算が成立した場合は、速やかに局長に単県治山事業の事業費枠の決定通知書(別記様式第 5 号)により通知するものとする。

また、局長は、前記通知に係るもののうち市町村営事業について、速やかに関係市町村長に通知するものとする。

第 9 事業実施計画

- 1 局長は、第 4 の 1 に規定する事業の事業実施計画書(別記様式第 6 号、第 8 号)を、事業費枠の決定通知書により指定する日までに部長に協議(別記様式第 10 号)するものとする。
- 2 市町村長は、第 4 の 2 に規定する事業の事業実施計画書(別記様式第 7 号、第 9 号)を、事業費枠の決定通知書により指定する日までに局長に承認申請(別記様式第 11 号)をするものとする。
- 3 第 4 の 1 の(1)及び(3)に係る事業実施計画の協議の期限は 5 月末日とする。
- 4 第 4 の 2 の(1)に係る事業実施計画の承認申請の期限は 5 月 20 日とする。

第 10 事業実施計画の承認等

- 1 部長は、第 9 の 1 に規定する事業実施計画書の協議があった場合は、当該事業計画書を審査し、適当と認める場合は、当該事業計画を承認し、その結果を局長へ通知(別記第 12 号様式)するものとする。
- 2 局長は、第 4 の 2 に規定する事業の事業実施計画書の承認申請を審査し、

適当と認める場合は、承認申請のあった 10 日以内に部長に事業計画承認に係る協議(別記様式第 13 号)を行うものとする。

- 3 部長は、前項により事業計画承認に係る協議があった場合は、当該事業実施計画書等関係書類を審査し、適当と認める場合は、熊本県予算規則第 23 条第 1 項に基づく総務部長の合議を行い、その結果を局長に回答(別記様式第 14 号)するものとする。
- 4 局長は、前項の通知を受けて、熊本県治山事業補助金交付要領第 3 条の規定による事業実施計画の承認と補助金等の内示を行うものとする。
- 5 市町村長は、前項の通知を受けて、補助金の交付申請を行うものとする。

第 11 事業計画概要書等の提出部数

第 8 に規定する事業計画概要書及び第 9 に規定する事業実施計画書の提出部数は、県営事業の場合は 1 部、市町村営の場合は 2 部(うち 1 部は部長協議用)を提出するものとする。

第 12 審査方法

- 1 局長は、第 8 に規定する事業計画概要書及び第 9 に規定する事業実施計画書の審査に当たっては、第 6 (県単独治山事業の採択基準) 及び第 7 (適用除外) の規定に基づき行うものとする。
- 2 局長は、第 8 の 2 に規定する事業計画概要書の審査の結果について、速やかに市町村長に通知(別記様式第 16 条)するものとする。
- 3 局長は、第 7 の 4 に該当する案件がある場合は、他事業との連携を図るものとする。

第 13 事業実施計画の変更

- 1 市町村長は、当該施行地の水勢又は、地形の変動その他のやむを得ない事由が生じた場合には、当該事業実施計画の変更を行うことが出来る。

ただし、変更の内容が熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第 8 条の規定による重要な変更該当する場合は(次の各号の一つに該当)、あらかじめ事業実施計画の変更について協議書(別記様式第 17 号)を局長に提出するものとする。

(1) 事業実施箇所等の変更

ア 事業実施箇所の変更(新設又は廃止を含む)

イ 設計書の変更内容が別表 2 の各号のいずれかに該当するとき

(2) 補助金額の変更

ア 1 施行箇所毎の補助金額の増減

- 2 局長は、前項により市町村長から協議書の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認める場合は、別表 3 の事務処理区分に応じて、事業実施計画変更承認通知(別記様式第 20 号)、又は事業実施計画変更承認に係る協議(別記様式第 18 号)を行うものとする。
- 3 部長は、前項に規定する事業実施計画変更承認に係る協議があった場合は、当該計画書等関係書類等を審査し、適当と認める場合は、総務部長に合議

を行い当該事業計画の変更承認に合意(別記様式第 19 号)するものとする。

- 4 局長は、前項の規定による変更の承認を受けた場合は、当該事業実施計画変更について事業計画変更承認通知書(別記様式第 20 号)により市町村長へ通知するものとする。

第 14 事業実績の報告

局長は、毎年 4 月末日までに第 4 の 2 に規定する事業の前年度の事業実績を部長に報告(別記様式第 21 号)するものとする。

第 15 維持管理

市町村長は、事業完了後、当該事業に係る治山台帳(別記様式第 22 号)を整備すると共に、当該事業施行地の適正な維持管理に努めなければならない。

第 16 留意事項

局長は、本要領の取り扱いに当たり、疑義が生じた場合には、部長と協議のうえ、対応するものとする。

附則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から適用とする。ただし、平成 11 年度に事業の実施を予定している場合は、第 8 の 1 の(1)中「10 月末日」は「3 月末日」と、同 2 中「9 月末日」は「3 月 15 日」及び「10 月末日」は「3 月末日」と読み替えるものとする。

附則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。ただし、熊本市において第 4 の 1 の(2)に規定する事業を実施する場合は、この要領中「局長」は「部長」と読み替えるものとする。

熊本県水源地域環境整備事業実施要領(平成 8 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

附則

この要領は、平成 13 年 8 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 15 年 5 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 18 年 7 月 1 日から適用とする。

附則

この要領は、平成 22 年 7 月 7 日から適用する。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

県単独治山事業採択基準

種 類		採 択 基 準
県 単 独 治 山 事 業	県 営	<p>単独治山事業</p> <p>次の各号の1つに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保安林等の荒廃林地の復旧、又は荒廃のおそれのある林地の予防のための工事 2 治山事業等に関連して施工するもの 3 治山施設の維持補修、又は改良工事で、1箇所の本工事費が10万円以上のもの 4 その他知事が認めるもの
	事 業	<p>自然災害復旧事業</p> <p>次の各号の1つに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保安林等の林地の災害復旧に係るもの 2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項第1号に該当するもの 3 「海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び港湾に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令」(昭和26年省令第53号)第1条第1項第1号、第2号に該当するもの 4 治山施設に隣接した崩壊地等の復旧に係るもの 5 災害復旧のための応急に施工する簡易な作業(崩壊土砂除去等)、又は本工事までの応急処理的工事(仮設防護柵設置等) 6 その他知事が認めるもの
	業	<p>森林保全施設管理整備事業</p> <p>次の各号の1つに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 落石防止施設の基礎部の補修 2 落石防止施設の鋼材部等の取り替え(鋼材、緩衝材、結束線等の取り替え等) 3 落石防止施設の鋼材部の防錆加工のための塗装の塗り替え 4 落石防止施設周辺区域の整備 5 その他知事が認めるもの
		<p>治山調査</p> <p>次の各号の1つに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 治山事業等の実施予定地区に係る調査 2 治山事業施行地の保安林指定に係る調査 3 その他知事が認めるもの

別表 1

県単独治山事業採択基準

種 類		採 択 基 準
県 単 独 治 山 事 業	市 町 村 営 事 業	<p>市町村が事業実施主体となって施工する、1 施工箇所 の工事費が年度計画 100 万円以上のもので、次の各号 の 1 つに該当するもの</p> <p>1 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 233 号)第 40 条 の規定に基づき作成された最新の熊本県地域防災 計画及び同法第 42 条の規定に基づき作成された最 新の市町村地域防災計画に登載されている危険箇 所(以下「危険箇所」という。)のうち、保全対象が 次のいずれかに該当する箇所で、林地崩壊等の災害 の発生を予防し、又は災害の拡大を防止する工事</p> <p>(1) 公共施設(道路、学校、病院、公民館等)</p> <p>(2) 災害弱者関連施設(児童福祉施設、老人福祉施 設、身体障害者厚生援護施設、知的障害者援護 施設、医療提供施設等)及び集会所</p> <p>(3) ため池又は用排水施設</p> <p>(4) 家屋 2 棟以上</p> <p>(5) 農地 2ha 以上</p> <p>2 その他知事が認めるもの</p>
	自然災害 復旧事業	<p>危険箇所において市町村が事業実施主体となって 施工する、1 施工箇所の工事費が年度計画 100 万円以 上のもので、次の各号の 1 つに該当するもの</p> <p>1 保全対象が次の 1 つに該当するもの</p> <p>(1) 公共施設(道路、学校、病院、公民館等)</p> <p>(2) 災害弱者関連施設(児童福祉施設、老人福祉施 設、身体障害者厚生援護施設、知的障害者援護 施設、医療提供施設等)及び集会所</p> <p>(3) ため池又は用排水施設</p> <p>(4) 家屋 2 棟以上</p> <p>(5) 農地 2ha 以上</p> <p>2 その他知事が認めるもの</p>

別表 2

変 更 設 計 書 の 協 議 を 要 す る 事 項
1 治山ダム、護岸工、水制工、及び流路工の施工位置の変更、又は新設、 廃止
2 山腹基礎工(治山技術基準での区分による)の新設、又は廃止(土留工 の数の増減を含む)
3 その他必要があるとき

別表 3

事業実施計画変更承認に係る事務処理区分	
決裁区分	事務区分
農林水産部長 専決事項	<ul style="list-style-type: none">・ 施工箇所の変更・ 地域振興局毎の補助金総額の増、20%以上の減
地域振興局長 専決事項	<ul style="list-style-type: none">・ 設計書の内容が別表2の各号のいずれかに該当するとき・ 1 施行箇所毎の補助金額の増減（ただし、各地域振興局毎の事業費枠内に限る）

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

地域振興局長

平成 年度単県治山（単独治山等）事業計画概要書

平成 年度に下記のとおり事業を実施したいので、熊本県単独治山事業実施要領第8の1の規定に基づき提出します。

記

1 事業計画概要

事業種	番号	施工予定 箇所	工種 (工事内容)	事業費	採択 基準 番号	地域防 災計画	備考
				千円			
計							

注1) 事業種欄は、「単独治山」又は「森林保全施設管理整備」のどちらかを記入

注2) 採択基準番号欄は、別表1「県単独治山事業採択基準」における該当番号を記入

注3) 地域防災計画欄は、最新の「熊本県地域防災計画」に登載されている場合に、その箇所番号を記入

注4) 備考欄には、治山施設の設置年度等を記入

2 添付資料

- ① 別紙事業計画概要設計書（各施工予定箇所毎）
- ② 計画箇所位置図（管内図等で可）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

平成 年度単県治山（市町村営）（単独補助治山）事業計画概要書
平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、熊本県単独治山
事業実施要領第8の2の規定に基づき提出します。

記

1 事業計画概要

番号	施工予定箇所	工種 (工事内容)	事業費	採択基 準番号	地域防災 計画
			千円		
計					

注1) 採択基準番号欄は、別表1「県単独治山事業採択基準」における該当番号を記入

注2) 地域防災計画欄は、最新の「熊本県地域防災計画」「市町村地域防災計画」に登載されている場合は、そ
の箇所番号を記入

2 添付資料

- ① 別紙事業計画概要設計書（各施工予定箇所毎）
- ② 計画箇所位置図（管内図等で可）

平成 年度単県治山（ ）事業概要設計書

番 号					
施工予定箇所					
工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
計					

添付資料：

- ① 計画平面図
- ② 状況写真（2枚～3枚程度）
- ③ 土地使用に関する承諾書（様式は任意）
- ④ 受益者の負担金に関する同意書（様式は任意）※市町村営のみ

注1）提出資料は、A4版に統一する。

注2）共通仮設費、現場管理費、一般管理費等は、工種欄に「その他」の項を設け、一括して必要額を計上する。

注3）計画事業費は千円未満切捨てとする。

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

地域振興局長

平成 年度単県治山（自然災害復旧）事業実施要望書について
このことについて、下記のとおり単県治山（自然災害復旧）事業を実施したので、熊本県単独治山事業実施要領第8の1の（2）に基づき提出します。
記

1 実施要望箇所一覧

① 県営事業 (〇〇地域振興局)

計画 番号	事業実施箇所			工事内容 (工種・工法等)	計画額 (本工事費)	備考
	市町村	大字	字			
					円	
計						

② 市町村営事業 (〇〇地域振興局)

計画 番号	事業実施箇所			工事内容 (工種・工法等)	市町村 事業費	備考
	市町村	大字	字			
小計						
計						

2 添付資料

① 別紙事業計画概要設計書（各施工予定箇所毎）

② 計画箇所位置図（管内図等で可）

注1）市町村営事業は、各市町村毎に小計をとり、併せて振興局合計をとる

注2）備考欄は、県営にあつては熊本県の地域防災計画、市町村営にあつては熊本県及び市町村の地域防災計画に記載されている場合に、箇所本号を記入する。

平成 年度単県治山（自然災害復旧）事業概要設計書

番号				災害発生年月日	
施工予定箇所					
工種	数量	単位	単価	金額	備考
小計					

添付書類：

- ① 計画平面図
- ② 状況写真（箇所毎に2～3枚程度）

注1）提出資料は、A4版に統一する。

注2）共通仮設費、現場管理費、一般管理費等は、工種欄に「その他」の項を設け、一括して必要額を計上する。

注3）計画事業費は千円未満切捨てとする。

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

農林水産部長

平成 年度単県治山事業の事業費枠の決定通知書

平成 年度単県治山事業につきましては、下記のとおり予算化されましたので、熊本県単独治山事業実施要領第8の3の規定に基づき通知します。

なお、事業を実施しようとする場合は、同要領第9の1及び第10の2の規定により事業実施計画の協議を行いますよう、併せて通知します。

また、管内市町村へは振興局より通知していただくようお願いいたします。

記

1 事業計画概要（県営事業） (単位：千円)

計画 番号	事業の種類	施工予定箇所	工種 (工事内容)	事業費
				千円
計				

2 事業計画概要（市町村営事業） (単位：千円)

計画 番号	施工主体名	施工予定箇所	主な工種 (工事内容)	事業費	補助率	補助 金額
				千円		千円
計						

3 事業実施計画書提出期限

年 月 日（県営事業・市町村営事業）

第 号
年 月 日

市町村長 様

地域振興局長

平成 年度単県治山（市町村営）（ ）事業の事業費枠の
決定通知書

平成 年度単県治山（市町村営）（ ）事業につきましては、下記のとおり予算化されましたので、熊本県単独治山事業実施要領第 8 の 3 の規定に基づき通知します。

なお、事業を実施しようとする場合は、同要領第 9 の規定により事業計画承認申請を行いますよう、併せて通知します。

記

1 事業計画概要（市町村営事業）

（単位：千円）

計画 番号	施工主体名	施工予定箇所	工種 (工事内容)	事業費	補助率	補助 金額
				千円		千円
計						

2 事業実施計画書提出期限

年 月 日

平成 年度 単県治山（県営）（単独治山・森林保全施設管理整備）事業実施計画書

計 画 番 号		計 画 箇 所				計 画 事 業 費				決 定 事 業 費	
		郡 町 大字 字 市 村				円				円	
既 設 治 山 施設の状態	設置年度	設置事業名	単県治山事業の実績（主な工種・数量）			保安林種、指定年月日			地域防災計画の種類、番号		
工 種	計 画 額				協 議 額				適 要		
	数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額			
			円	円			円	円			

添付資料：事業計画位置図、平面図、工種配置図、縦断図、横断図、構造図、状況写真

注1) 提出資料は、A4版に統一する。

注2) 計画番号は、要領第8の3「事業費枠決定通知」による計画番号とする

注3) 地域防災計画の種類及び番号は、最新の「熊本県地域防災計画」に記載されている場合、その番号を記入する。

平成 年度 単県治山（市町村営）（単独補助治山）事業実施計画書

計画番号	計画箇所				計画事業費				決定事業費	
	郡 町大字 字 市 村				千円				千円	
保全対象	家屋数	世帯数	公共建物	その他		地域防災計画の種類及び番号		災害発生年月日		
	棟	戸	棟							
工種	計画額				協議額				適要	
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額		
			円	円			円	円		

添付資料：事業計画位置図、平面図、工種配置図、縦断図、横断図、構造図、状況写真

注1) 提出資料は、A4版に統一する。

注2) 計画番号は、要領第8の3「事業費決定通知」による計画番号とする

注3) 計画事業費は、千円未満切り捨てとする。

注4) 地域防災計画の種類及び番号は、最新の「熊本県地域防災計画」「市町村地域防災計画」に記載されている場合、その番号を記入する。

平成 年度 単県治山（県営）（自然災害復旧）事業実施計画書

計 画 番 号		計 画 箇 所			計 画 事 業 費				決 定 事 業 費	
		郡 町大字 字 市 村			円				円	
既 設 治 山 施設 の 状 況	設 置 年 度	設 置 事 業 名	単 県 治 山 事 業 の 実 績 (主 な 工 種 ・ 数 量)		保 安 林 種 、 指 定 年 月 日			地 域 防 災 計 画 の 種 類 、 番 号		
災 害 に 関 する 状 況					当 該 工 法 の 選 定 理 由					
災 害 名		発 生 年 度	被 害 報 告 の 有 無							
		平 成 年 度	有 ・ 無							
工 種	計 画 額				協 議 額				適 要	
	数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額		
			円	円			円	円		

添付資料：事業計画位置図、平面図、工種配置図、縦断図、横断図、構造図、状況写真

注1) 提出資料は、A4版に統一する。

注2) 計画番号は、要領第8の3「事業費枠決定通知」による計画番号とする

注3) 当該工法の選定理由は、主な工法の採用理由について、具体的に記載する。また、別葉としても差し支えない。

注4) 地域防災計画の種類及び番号は、最新の「熊本県地域防災計画」「市町村地域防災計画」に記載されている場合、その番号を記入する。

平成 年度 単県治山（市町村営）（自然災害復旧）事業実施計画書

計 画 番 号		計 画 箇 所				計 画 事 業 費		決 定 事 業 費	
		市 郡	町 村	大 字	字	千円		千円	
保 全 対 象						地域防災計画の 種類及び番号	災 害 名 及 び 発 生 年 月 日		
公共施設	災害弱者関連施設等	家屋数	世帯数	ため池・用排水施設	農地				
棟 (名称:)	棟 (名称:)	棟	世帯		h a				
工 種	計 画 額				協 議 額				適 要
	数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
			円	円			円	円	

添付資料：事業計画位置図、平面図、工種配置図、縦断図、横断図、構造図、状況写真

注1) 提出資料は、A4版に統一する。

注2) 計画番号は、要領第8の3「事業費枠決定通知」による計画番号とする。

注3) 計画事業費は、千円未満切り捨てとする。

注4) 地域防災計画の種類及び番号は、最新の「熊本県地域防災計画」「市町村地域防災計画」に記載されている場合、その番号を記入する。

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

地域振興局長

平成 年度単県治山（単独治山等）事業計画について（協議）
平成 年 月 日付け森保第 号で事業費枠の決定通知のあった平成
年度単県治山事業（単独治山等）について、別添のとおり実施計画書を作成し
たので、熊本県単独治山事業実施要領第9の1の規定に基づき協議します。

記

1 事業計画一覧表（県営事業）

計画 番号	事業の種類	施工予定箇所	工種 (工事内容)	事業費
				千円
計				

平成 第 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

平成 年度単県治山（市町村営）（ ）事業計画承認申請書
平成 年 月 日付け 第 号で事業費枠の決定通知のあった平成
年度単県治山（市町村営）（ ）事業について、別添事業実施計画書のと
おり実施したいので、熊本県単独治山事業実施要領第9の2の規定に基づき申
請します。

記

1 事業計画一覧表（市町村営事業）

計画 番号	施工主体名	施工予定箇所	工種 （工事内容）	事業費	補助率	補助 金額
				千円		千円
計						

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

農林水産部長

平成 年度単県治山（県営）（ ）事業の実施について
平成 年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについて
は、下記のとおり事業実施計画を承認すると共に、事業実施額を決定したので
熊本県県営治山事業実施要領第4の5及び熊本県単独治山事業実施要領第10
の1の規定に基づき通知します。

なお、事業の実施に当たっては適切に処理されるようお願いいたします。

記

計画 番号	施 工 箇 所			実施予定額 (円)	備 考
	市町村	大字	字		
計	箇所				

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

地域振興局長

平成 年度単県治山（市町村営）（ ）事業実施計画承認に
ついて（協議）

このことについて、 市町村長ほか 名から熊本県単独治山事業実施
要領第9の規定に基づき事業実施計画書の提出があり、内容を審査したところ
別表のとおり事業計画を承認したいので、熊本県単独治山事業実施要領第10
の2の規定により協議します。

(別記様式第13号別表)

平成 年度 単県治山（市町村営）（単独補助治山・自然災害復旧）事業計画協議箇所表

計画 番号	位 置				計 画		協 議		協議結果	備 考
	郡（市）	町（村）	大字	字	実施計画内容	計画事業費	内 容	協議事業費		
小計										
小計										
合計										

注1) 箇所表の作成にあたっては、各市町村毎に小計をとり、併せて振興局合計をとる

注2) 計画の欄は、市町村から提出の事業計画書の内容を記載し、協議欄に各振興局での審査結果を記載する

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

農林水産部長

平成 年度単県治山（市町村営）（ ）事業計画の承認に
ついて（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについ
ては、下記のとおり事業計画の承認に同意します。

なお、熊本県治山事業補助金交付要領第3の規定に基づく補助事業者への通
知をしていただくようお願いします。

記

番号	施工主体名	施 工 箇 所			事業費 千円	主な工種	補助 率	補助 金額 千円
		市町村	大字	字				
箇所								

第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

平成 年度熊本県単独治山事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度熊本県単独治山事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった熊本県単独治山事業とし、その内容は申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 補助金の額については、上記のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによる。
- 3 補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (3) 知事は、補助金の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
 - (4) 前記(3)の条件により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合とは次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 天災地変、その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - イ 補助事業者が補助事業を遂行するために、必要な土地、その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担できないこと、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

- (5) 補助事業者は、法令、条例、規則の定め、並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金の他の用途への使用をしてはならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は、財産を管理するのに要する事項を具備した台帳を備えるとともに、関係書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第 号
年 月 日

市町村長 様

地域振興局長

平成 年度単県治山（市町村営）（ ）事業に係る事業計画
概要書の審査結果について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号により提出のありました事業計画概要書に
つきましては、熊本県単独治山事業実施要領第12の規定により審査したと
ころ下記のとおりでありますので通知します。

つきましては、審査結果に基づく平成 年度単県治山（市町村営）（ ）
事業対象箇所の事業実施計画書を熊本県単独治山事業実施要領第9の規定に基
づき提出されるようお願いします。

なお、本通知は、事業の実施を確約するものでないことを申し添えます。

事業実施箇所			工事内容 (工種・工法等)	審査 結果	不適の理由	備考
市町村	大字	字				
				適・不適		

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

平成 年単県治山（市町村営）（ ）事業に係る事業実施計画
の変更協議書

平成 年 月 日付け 第 号により事業実施計画の承認のありました下
記箇所につきましては、下記のとおり変更する必要が生じたので、熊本県
単独治山事業実施要領第13の1の規定により協議します。

記

事業実施箇所				主な工種	承認事業費	変更の理由	備考
計画 番号	市町村	大字	字				

※添付資料

別紙「単県治山（市町村営）（単独補助治山・自然災害復旧）事業変更協議箇所表」

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

地域振興局長

平成 年度単県治山（市町村営）（ ）事業実施計画変更承認
について（協議）

このことについて、市町村長から熊本県単独治山事業実施要領第13の1の規定に基づき事業実施計画の変更協議があり、内容を審査したところ別表のとおり事業計画の変更を承認したいので、同要領第13の2の規定により協議します。

※添付資料

別表として「単県治山（市町村営）（単独補助治山・自然災害復旧）事業変更協議箇所表」並びに事業実施計画の変更協議書（市町村からの提出書類）を添付する。

(別記様式第18号別表)

平成 年度 単県治山（市町村営）（単独補助治山・自然災害復旧）事業変更協議箇所表

計画 番号	位 置				実 施 予 定		変 更 協 議		協議内容・結果	備 考
	郡（市）	町（村）	大字	字	実施計画内容	実施予定額	設計内容	設計額		
小計										
小計										
合計										

注1) 箇所表の作成にあたっては、各市町村毎に小計をとり、併せて振興局合計をとる

注2) 実施予定の欄は、第10の2による通知内容を記載し、変更協議欄に各振興局での審査結果を記載する

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

農林水産部長

平成 年度単県治山（市町村営）（ ）事業計画変更承認に
ついて（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについて
は、下記のとおり事業計画変更承認に同意します。

（上段：変更後・下段：変更前）

計画 番号	施工 主体名	施 工 箇 所			事業費	主な工種	補助 率	補助 金額
		市町村	大字	字				
					千円		千円	
箇所								

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

地域振興局長

平成 年度単県治山（市町村営）事業実績報告書

このことについて、熊本県単独治山事業実施要領第14の規定に基づき別添
のとおり報告します。

※添付資料

別表として「単県治山（市町村営）（単独補助治山・自然災害復旧）事業実績
一覧表」を添付する。

(別記様式第21号別表)

平成 年度 単県治山（市町村営）（単独補助治山・自然災害復旧）事業実績一覧表

計画 番号	位 置				実 施 計 画		事業実績		補助金 額の確 定額	しゅん工年月日 実績報告書提出年月日 補助金確定通知年月日	備 考
	郡（市）	町（村）	大字	字	計画内容	事業費	実績内容	実績額			

※本表は単独補助治山・自然災害復旧事業 それぞれ別葉により作成するものとする。

※計画番号毎に記載すること

※計画内容・実績内容欄には、主な工種数量を記載すること。

索引番号	
------	--

治山台帳	図書等
------	-----

(構造図・平面図)

(完成写真)

記載要領

1. 治山台帳・図書等は、治山台帳・箇所別表の裏面とし、当該箇所ごとに設計図（縮小した構造図及び平面図等）及び完成写真を貼付する。なお、写真の貼付が困難な場合は、別紙を用いて添付しても差し支えない。

